＜パブリック・コメント制度の流れ＞

実施機関　第２条（定義）

計画等（条例・計画等）の検討　第３条（対象等）

↓

計画等の素案の作成

↓

↑１ケ月程度↓

計画等の案の公表
第４条（公表の時期・公表の内容）

→ 市民等（第２条：定義）

↓

ホームページ掲載、情報公開室、実施機関、支所等での閲覧（第５条：公表の方法）

計画等の案に対する市民からの意見の提出
第６条（意見の提出）

← 市民等（第２条：定義）

↓

直接持参、郵便、FAX、電子メール等で受付

提出された市民の意見の検討

↓

計画等の意思決定　第７条（意思決定に当たっての意見の考慮）

案に反映できる意見	案に反映できない意見

↓

市の意思決定

意見に対する市の考え方・修正内容の公表　第７条（同上）

案を修正	反映できない理由

公表	ホームページ掲載、情報公開室、実施機関支所等での閲覧により公表 ・決定した計画等 ・提出された意見 ・意見を取り入れて修正した内容と市の考え方 ・取り入れなかった意見に対する市の考え方

→ 一覧の作成公表（第９条）

↓

議会提出　議会報告

↓

計画等の施行・実施